

2022年度
北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成
＜小規模就労支援助成事業＞

募集要項

1. 目的

障がい者の就労の場における福祉向上を図るため、小規模通所就労支援事業所(以下「事業所」という。)に対し器具備品の整備のための助成金を交付する。

2. 主催

公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金
株式会社北海道新聞社
社会福祉法人北海道社会福祉協議会

3. 対象事業所

社会福祉法人、社団法人(一般・公益)、NPO法人、法人格をもたない非営利団体が運営する以下の事業所。(注1)

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 共同作業所等

(注1) この要項における事業所とは次の要件を満たしているものとする。

- ① 利用者は、原則として学齢を超えた障がい者であること。
- ② 事業所の定員は、おおむね10名以上であること。
- ③ 事業所は、障がい者の特性に応じた内容であり、週5日程度行うものであること。
- ④ 事業の実施に当たっては、必要に応じ専門的な知識または担当の経験者の指導を受けるものとし、障がい者の保健衛生及び安全の確保に留意していること。

4. 申請要件

- (1) 2020年度(令和2年度)の繰越金が600万円以下の事業所であること。
※2021年(令和3年)6月30日までに所管庁へ提出している財務諸表等により繰越金内容を確認し、運営実績に基づき判断する。

【繰越金算出方法】

- ・社会福祉法人・・・・・・・・・・当期末支払資金残高
- ・NPO法人、社団法人など・・・・流動資産－流動負債

- (2) 2022年5月20日時点(本助成申請書提出締切日)で設立から1年以上の事業所であること。
- (3) 過去2年間(2020年度、2021年度)、本事業の助成を受けていない事業所であること。(同一法人の他事業所が助成を受けている場合は、申請することはできない。)
- (4) 直接的な生産活動又は役務を行っている事業所であること。

5. 対象経費

以下の器具備品の購入費。(注2)

- (1) 事業所の作業等で使用する器具備品。(小規模な設備、工事費、取付費及び輸送費等を含む)
- (2) 生活介護に関連する器具備品。(事業所内の支援にあたり、利用者の障がいを軽減もしくは維持するためのもの)

(注2) 器具備品とは、申請した事業所において単独で使用するものとし、他事業所等との共用は認められない。また、設備の中の部品に類するものは除く。

6. 助成額

器具備品購入費の80%以内の額(千円未満切り捨て)とし、1事業所30万円を限度とする。

7. 申請する際の注意事項

- (1) 事業所運営にかかわる一般的な事務経費や人件費は対象としない。
- (2) 助成決定前に既に器具備品を発注、購入、契約している場合は対象としない。
- (3) 同一法人からは一事業所のみが申請できるものとする。

8. 申請方法

- (1) 下記の助成金交付申請書及び必要な添付書類を、北海道社会福祉協議会へ提出する。
なお、助成金交付申請書は電子媒体(メール)でも提出すること。
また、後日照会することがあるため、提出書類等は複写して手元に残すこと。
※審査の結果に関わらず、提出書類等の返却は行わない。

No.	提出書類	提出方法
1	助成金交付申請書	郵送及びメール
2	2021年(令和3年)6月30日までに所管庁へ提出している財務諸表等(事業所単位) ※事業所単位で会計を分けていない場合は、法人分を提出すること。 ・社会福祉法人は、 <u>2020年度</u> の資金収支計算書 ・社団法人・NPO法人等は、 <u>2020年度</u> の貸借対照表	郵送
3	見積書 ※1 見積書の金額は助成金交付申請書の事業費総額と一致すること。 ※2 インターネットから購入する場合は、実際の購入金額がわかるものを提出すること。	郵送
4	カタログ等、器具備品の詳細がわかる参考書類	郵送

- (2) 本要項及び助成金交付申請書は、北海道新聞社会福祉振興基金ホームページからダウンロードする。
なお、インターネット環境が整っていないなどにより書類の送付を希望する事業所は、北海道社会福祉協議会まで連絡すること。
【ダウンロード先】<https://fukushi.hokkaido-np.co.jp/>

9. 応募期間

2022年4月15日(金)から5月20日(金)まで。(消印有効)

10. 助成の決定

北海道新聞社会福祉振興基金が別に定める審査基準及びこの要項により助成先を決定し、北海道新聞紙上で発表するとともに、全ての助成申請事業所へ結果を通知する。(7月下旬予定)

なお、選考経過など審査の内容にかかわる問い合わせには応じない。助成総額には限度があるため、助成額を減額する場合がある。

その他、この要項に定めがない事象が起きた場合は、北海道新聞社会福祉振興基金が北海道社会福祉協議会と協議して決める。

11. 助成金の交付

2022年8月交付予定。

12. 精算報告

助成決定事業所は、器具備品の購入後速やかに領収書(原本)及び写真等を添付した助成事業完了報告書を北海道新聞社会福祉振興基金へ提出する。

提出期限：2023年3月10日(金)

13. 個人情報の取り扱いについて

北海道新聞社会福祉振興基金と北海道社会福祉協議会が申請に際して得る個人情報は、当該助成の審査中の問い合わせや決定時の連絡、助成金の送金など本事業の遂行に必要な範囲でのみ利用する。助成決定後、団体名・代表者名、対象事業所の概要、助成金額等を公表する場合がある。

14. 申請書類の提出先・問い合わせ先

北海道社会福祉協議会 法人支援部 法人支援課(北海道障がい者就労支援センター)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 3階

TEL 011-241-3982 / FAX 011-280-3162

E-mail d-syurou@dosyakyu.or.jp